

原発再稼働に関する訴訟

—川内原発訴訟を事例として—

村中 洋介

1. はじめに
2. 事件の概要
3. 裁判所の判断
4. 評価
5. 原発再稼働と訴訟
6. おわりに

1. はじめに

原発またはこれに類する関連施設に関する訴訟について代表的なものには、福島第二原発訴訟¹⁾、伊方原発訴訟²⁾、もんじゅ訴訟³⁾等があるが、この当時から争われてきた周辺住民への危険等について、施設の設置に反対するもの、より強度な基準を求めるもの等の訴えが行われてきた。

裁判所は、民事の差止請求や設置許可の取消し等の行政訴訟を経ながら、原発に対するリスクに対しての説明をしてきたが、その中でも、伊方原発訴訟において、「立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、……判断に不合理な点のないこ

1) 最判平成4年10月29日、集民166号509頁。

2) 最判平成4年10月29日、民集46巻7号1174頁。

3) 最判平成4年9月22日、民集46巻6号1090頁。

とを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべき」として、原発に関連する訴訟における立証責任についてこの判断が踏襲されており、福島第一原発事故（以下「福島第一事故」という）後の訴訟（民事訴訟含む）においてもこの判断が影響しているとされる⁴⁾。

しかしながら、平成23年の東日本大震災における福島第一事故により、原発事故の危険性が改めて認識され、地震等の災害に対応するために、設置基準の見直し等（以下「新規制基準」という）が図られることとなった⁵⁾。

鹿児島県薩摩川内市に位置する九州電力川内原発は、福島第一事故後、定期点検中の新規制基準の下で再稼働が認められたが、これに対して再稼働の差止めを求める民事訴訟が提起された。現在、新規制基準の下での川内原発に関する設置変更許可処分取消訴訟が提起⁶⁾、係争中であり、この行政訴訟との関係でも、当該民事差止訴訟について検討することは重要であり、本稿において、川内原発再稼働にかかる民事差止訴訟（以下「本件訴訟」という）を事例として考察し、新規制基準の下での原発再稼働についての考えを整理する。

2. 事件の概要

九州電力は、鹿児島県薩摩川内市に原子力発電所を設置しており（川内原

4) 黒川哲志「批判」速報判例解説 vol.19（法セミ増刊）（2016年）303頁以下参照。

5) 東日本大震災後、原子力規制委員会が設置され原子炉等規制法の大幅な改正が行われるとともに、新規制基準を原子力規制委員会規則等で定めることとなった。新たな規制基準等については、小池拓自「新規制基準と原子力発電所の再稼働」立法と情報840号（2015年）1頁以下、大嶋健志「原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題」立法と調査344号（2013年）131頁以下、下山憲治「原子力規制の変革と課題」環境法研究5号（2016年）1頁以下、石橋克彦「地震列島における原発の新規制基準と再稼働問題」都市問題106巻3号（2015年）69頁以下など参照。

6) <http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/archives/16-06-10/> 参照。

発⁷⁾、九州地域各県（沖縄除く）に対して電力供給を行う事業者である。福島第一事故を受けて、新規制基準が定められ、この新規制基準に基づき、九州電力は、定期検査により停止していた川内原発の原子炉施設について、設置変更許可、工事計画認可、保安規程変更認可の各申請を平成 25 年 7 月 8 日原子力規制委員会（以下「規制委員会」という）に対して行った。

規制委員会における審査において、設置変更許可申請については、平成 26 年 9 月 10 日に認可され、平成 27 年 3 月 18 日に川内原発 1 号機の工事計画認可が、同年 5 月 22 日に川内原発 2 号機の工事計画認可が、同年 5 月 27 日に保安規程変更認可がそれぞれなされた⁸⁾。

なお、本件訴訟一審（鹿児島地決平成 27 年 4 月 22 日、判時 2290 号 147 頁）時点では、川内原発 2 号機の工事計画認可、川内原発の保安規程変更認可については認可前である。

再稼働に向けての地方公共団体の同意に関しては、川内市が平成 26 年 11 月 7 日に鹿児島県が平成 26 年 11 月 9 日にそれぞれ同意している。

債権者らは、川内原発から半径 250 キロ圏内に居住する者であり、債務者（九州電力）によって原発が再稼働されると人格権が侵害されるとして、原発の運転差止の仮処分申立てを鹿児島地裁に行った。

一審鹿児島地決では、「債権者らを含む周辺住民の人格権が侵害され又はそのおそれがあると認めることはできないから、……本件原子炉施設の運転差止めを命ずる本件仮処分命令の申立ては理由がない」として、申立てを却下した。

債権者らはこれを不服として即時抗告した。

なお、福島第一事故までの間およびその後今日まで、川内原発においては、周辺地域住民の避難をとまなう放射能漏れ等は発生していない⁹⁾。

7) http://www.kyuden.co.jp/sendai_index.html 参照。

8) 川内原発の新規制基準適合審査の流れについては、http://www.kyuden.co.jp/torikumi_nuclear_130711.html 参照。

9) 川内原発におけるこれまでのトラブルについては、http://www.kyuden.co.jp/sendai_history_trouble.html 参照。

3. 裁判所の判断（福岡高裁宮崎支部決平成 28 年 4 月 6 日、判時 2290 号 90 頁。以下「本判決」という）

(1) 原発民事差止訴訟における人格権

「一般に、人格権とは、人の生命、身体から、名誉、氏名、肖像、プライバシー、自由及び生活等に関する諸利益に至る包括的な概念であるが、……人の生命、身体は、それ自体が極めて重大な保護法益であり、このような人格権は、物権の場合と同様に、排他性を有する権利というべきである。したがって、人は、上記人格権が違法に侵害され、又は違法に侵害されるおそれがある場合には、現に行われている違法な侵害行為を排除し（妨害排除請求）、又は将来生ずべき違法な侵害行為を予防する（妨害予防請求）ため、当該侵害行為の差止めを求めることができる。本申立てに係る被保全権利は、原告人らの生命、身体に係る人格権に基づく妨害予防請求として、相手方に対し、本件原子炉施設の運転の差止めを求めるものと解される。」

「本件原子炉施設のような発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転等（稼働）によって放射性物質が周辺の環境に放出されるなどした場合、当該放射性物質による有意な量の放射線に被曝した人は、その生命、身体に回復し難い重大な被害を受けることになり、しかも、いったん放射能によって汚染された環境を効果的かつ効率的に浄化することは現在の科学技術水準からはほとんど不可能であるから、このような態様の侵害行為によって損なわれる人格的利益の回復を事後の妨害排除請求や損害賠償請求によって図ることはほとんど不可能というべきであ」り、「……人格権に基づく妨害予防請求としての本件原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、原告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。」

「また、上記のような被侵害利益の内容、性質、侵害行為の態様、利益侵害

(被害)の重大さ及び深刻さに鑑みると、本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝させる限りにおいて、当該侵害行為は受忍限度を超えるものとして違法というべきであり、本件原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当たっての考慮要素となるものではないというべきであり」、「適切かつ実効的な避難計画が策定されていたとしても、その居住等する地を離れて避難しない限り、当該発電用原子炉施設の運転等に起因する放射線被曝によりその者の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存する場合には、差止請求の要件を満たすものというべきである。」(下線は引用者)

(2)原発民事差止訴訟における具体的危険の判断枠組み

「原子炉等規制法における規制の目的及び趣旨からすれば、原子炉等規制法は、最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解されるのであって、同法1条にいう『大規模な自然災害』についても上記のような趣旨に解される。そして、このような本件改正後の原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する発電用原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているといえることができる」。そして、「発電用原子炉施設が現在の科学技術水準に照らし客観的にみて上記のような安全性に欠けるものである場合には、当該発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、放射線被曝により人の生命、身体に重大な被害を与える具体的危険が存在するものと解すべきである。」

(3)原発民事差止訴訟における立証責任

「人格権に基づく妨害予防請求として発電用原子炉施設の運転等の差止めを求める訴訟においても、当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住

等する者である場合には、当該発電用原子炉施設の設置、運転等の主体である被告事業者の側において、まず、当該発電用原子炉施設の運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により原告ら当該施設の周辺に居住等する者がその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する必要がある、被告事業者がこの主張、立証を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである。」「これに対し、当該訴訟の原告が少なくとも上記の地域から遠く離れた地域に居住等する者である場合には、主張、立証責任を負うべき原告において、当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に重大な欠陥等があり、その運転等（稼働）によって放射性物質が異常な規模で周辺環境に放出されるなど、その放射線被曝によりそのような地域に居住等する当該原告の生命、身体にまで直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在することを主張、立証すべきである。」

「なお、具体的危険の有無についての主張、疎明について上記のように解した場合、その限りにおいて、裁判所の審理判断は、原子力規制委員会において用いられている具体的な審査基準の設定に不合理な点がないか否か、及び当該発電用原子炉施設が当該具体的な審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか否かないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないか否かという観点から行われることになる。」

そして、「本件申立てにおける原告人らと本件原子炉施設との位置関係等に鑑みると、少なくともその一部に本件原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者が含まれているものと認められるから、相手方において、本件原子炉施設の運転等（稼働）によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝により原告人ら（のうち本件原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住等する者）がその生命、身体に直

接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要があり、相手方がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険が存在することが事実上推定されるものというべきである。」

(4)地震による具体的危険

「基準地震動の策定、耐震安全性の確保及び重大事故対策等に関する新規制基準の内容に不合理な点はなく、また、本件原子炉施設がこれらの新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということもできず、相手方は、これらについて、相当の根拠、資料に基づく疎明を尽くしたというべきである。」

「少なくとも耐震安全性の確保という観点から基準地震動の策定、耐震安全性の確保、重大事故対策等の新規制基準の定めを全体としてとらえた場合には、発電用原子炉施設の安全性を確保するための極めて高度の合理性を有する体系となっているといえる。……このような新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということとはできない」として、抗告人らの生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在するということとはできないとした。

(5)火山による具体的危険

「立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当の時点での確に予測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるといわざるを得ないが、相手方が火山影響評価の検討対象火山として抽出した火山に含まれるカルデラ火山との関係において立地不適としなくても本件原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあるということとはできず、その余の火山については設計対応不可能な火山事象が本件原子炉施設敷地に到達する可能性はないというのであるから、本件原子炉施設が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不適と考えられないとした原子力規制委員会の判断が、結論において不合理であるということとはできない」として、抗告人らの生命、

身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在するということはできないとした。

(6)その他の事象（竜巻、テロ行為）による具体的危険

「相手方の評価が新規制基準及び『原子力発電所の竜巻影響評価ガイド』に適合するものとした原子力規制委員会の判断も不合理であるということとはできないから、相手方は、この点について、相当の根拠、資料に基づく疎明を尽くしたというべきである。なお、竜巻は、一過性の短時間に起こる現象であるから、使用済燃料ピットの同一箇所に複数の飛来物が複数回進入するという事態は容易に想定し難く、これを想定していなかったとしても、不合理であるということとはできない。」

「本件原子炉施設その他の発電用原子炉施設について、原告人らの主張するような武力攻撃に対する危険性を検討する余地があるとしても、これをもって、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、事業者である相手方による原告人らの人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできない。」

(7)避難計画等の実効性と人格権侵害

「発電用原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできないと解すべきである。」

「本件避難計画等は、その内容が防災基本計画及び原子力災害対策指針に適合するものであって、原子力防災会議において、本件原子炉施設からの距離に応じた対応策が合理的かつ具体的なものとして定められていることを確認したとして了承されたものであるというのである。そうであるとすれば、本件避難

計画等について……問題点を指摘することができるとしても、本件避難計画等の内容等からして本件原子炉施設に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が存在しないのと同視し得るということとはできないから、本件避難計画等の下において相手方が本件原子炉施設を運転等することをもって、直ちに事業者である相手方による原告人らの人格権（生命，身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできない」として、棄却。

4. 評価

本件訴訟についての先行研究では、大飯原発 3, 4 号機訴訟（福井地判平成 26 年 5 月 21 日，判時 2228 号 72 頁）との比較から、肯定的に解するもの¹⁰⁾，否定的に解するもの¹¹⁾ 双方あるが，以下では，本判決における裁判所の判断を読み解いた上で，大飯原発 3, 4 号機訴訟や先行研究との比較を行う。

本判決では，まず，人格権に基づく妨害予防請求についての一般論を説き，その上で，原発稼働（再稼働）による具体的危険が必要であると示した¹²⁾。人

10) 高木光「仮処分による原発再稼働の差止め」法時 87 卷 8 号 (2015 年) 1 頁以下，大飯原発 3, 4 号機訴訟についての高木教授の論考も参照されたい（高木光「原発訴訟における民事法の役割—大飯三・四号機差止め判決を念頭において」自治研究 91 卷 10 号 (2015 年) 117 頁）。

11) 神戸秀彦「新規規制基準下での原発差止め訴訟の考察 —川内原発 1・2 号機差止め仮処分事件鹿児島地裁決定を中心に—」法と政治 67 卷 1 号 (2016 年) 167 頁以下，大塚直「高浜原発再稼働差止め仮処分決定及び川内原発再稼働仮処分決定の意義と課題」環境法研究 3 号 (2015 年) 41 頁以下など。

12) 「具体的危険」が認められる場合に，原発の差止めを認めるという場合に，どのような「具体的危険」があればこれが認められるのか，リスク論について検討する必要がある（下山憲治「原子力『安全』規制の展開とリスク論」環境法研究 3 号 (2015 年) 1 頁以下，桑原勇進「基本権保護義務・予防原則・原子炉の安全」環境法研究 3 号 27 頁以下など参照）。大飯原発 3, 4 号機訴訟において「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは，福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては，本件原発において，かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか判断の対象とされるべきであり，福島

格権に基づく妨害排除請求については、他の原発にかかる民事訴訟においても同様に判断されているところである¹³⁾。

そして、主張、疎明の責任（以下「立証責任」という）のあり方については、原発訴訟の特殊性を考慮し一般的な民事差止めとは異なる理解を示しており¹⁴⁾、伊方原発訴訟の最高裁の判断方式を民事訴訟に取り入れた女川原発民事差止訴訟（仙台地判平成6年1月31日、判時1482号3頁）以降用いられる立証責任が多くの原発差止訴訟において踏襲されている¹⁵⁾。これについては、伊方原発訴訟における立証責任を民事訴訟に転化したものとして批判的に評価するものもあるが¹⁶⁾、原発訴訟のような周辺住民等の一般市民にとって危険性がありながらもこれに関する専門的知見、資料情報等の収集の余地がないような場合における立証責任のあり方を行政訴訟的に解することの重要性も指摘されることである¹⁷⁾。

原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる」として、「福島原発事故のような事態を招く具体的危険性が万が一にもある」場合は、「具体的侵害のおそれがある」として、通常の人格権侵害よりも手前の不安感の段階で差止を認める規範定立をする（高木・前掲注10「原発訴訟における民事法の役割」25頁）時の「具体的危険（具体的侵害）」の位置づけは、本判決におけるそれとは異なるものであろう。

13) 大飯原発3、4号機訴訟のほか、志賀原発2号機建設差止訴訟（金沢地判平成18年3月24日、判時1930号25頁）など。ただし、ここで「具体的危険」の位置づけについては判断に差がある。

14) 民事差止訴訟における立証責任は、一般的に債権者（原告）側にあるとされる（高橋利文「判解」最判解民事篇平成4年度（1995年）399頁）。立証責任に関して、伊方原発訴訟との関係から検討している、安井英俊「原発訴訟における『主張立証の必要』について」福岡大学法学論叢57巻4号（2013年）613頁も参照されたい。

15) 淡路剛久「原発規制と環境民事訴訟」環境法研究5号（2016年）50頁。本判決のほか、もんじゅ建設・運転差止訴訟（福井地判平成12年3月22日、判時1727号77頁）、浜岡原発運転差止訴訟（静岡地判平成19年10月26日、判例集未登載）など。

16) 高木・前掲注10「原発訴訟における民事法の役割」17頁以下。

17) 大塚・前掲注11・41頁以下。伊方原発訴訟の評価について、上原敏夫「判批」伊藤眞・高橋宏志・高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2003年）154頁も参照。

ただし、原発に関する訴訟制度として、現状のあり方がふさわしいかどうかについては、本稿での詳述はしない¹⁸⁾。

本判決では、原発の稼働により放射性物質が周辺に放出され、周辺住民らの生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在しないことを、九州電力は、相当の根拠、資料に基づき立証する必要があり、これを尽くさなければ、周辺住民への具体的危険が存在することが推定されるとし、具体的危険について各事象との関係から検討するとしている¹⁹⁾。

(i) 地震による具体的危険

地震による具体的危険の可能性については、新規制基準や規制委員会の判断が不合理なものとはいえず、これに対する九州電力の疎明も尽くされているとして、「耐震安全性の確保という観点から基準地震動の策定、耐震安全性の確保、重大事故対策等の新規制基準の定めを全体としてとらえた場合には、発電用原子炉施設の安全性を確保するための極めて高度の合理性を有する体系となっており、「……このような新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であるということとはできない」ことから、具体的危険の存在を否定した。

本判決では、「新規制基準に反映された科学的、技術的知見が最新のものであるとしても、科学的技術的知見に基づく将来予測には、科学的、技術的手法の限界に由来する不確実性が不可避的に存し、予測を超える事象が発生する可能性（リスク）は残るのであって、本件原子炉施設において策定された基準地震動を上回る地震動が発生する可能性（リスク）は零にはならない。また、本

18) この点については、高木・前掲注 10「原発訴訟における民事法の役割」17 頁以下、橋本博之「原発訴訟と環境行政訴訟」環境法研究 5 号 (2016 年) 27 頁以下、淡路・前掲注 15・47 頁以下、高橋滋「原子力関連施設をめぐる紛争と行政訴訟の役割：補論」一橋法学 14 卷 2 号 (2015 年) 367 頁以下など参照。

19) 具体的危険について、大飯原発 3、4 号機訴訟についての分析である、大塚直「大飯原発運転差止訴訟第 1 審判決の意義と課題」法教 410 号 (2015 年) 86-88 頁も参照されたい。

件原子炉施設の建物・構築物及び機器・配管系の設計上裕度が存するとしても、その裕度の程度はさまざまである上、設計、施工に内在する種々の不確定要素や応答解析の手法に内在する限界等からして、建物・構築物や機器・配管系が損傷等する可能性（リスク）も零ではない。さらに、重大事故対策においても、当該重大事故等が発生させた自然現象等の影響等により重大事故等対処施設が正常に機能せず、あるいは現場の混乱等により人為ミスが重なるなどの不測の事態が生じる可能性も皆無ではない」とも述べており、一定の危険性の存在を認めてはいるものの、「新規制基準は、……今後とも最新の科学的、技術的知見等を不断に反映させてその内容を改善、向上させていくべきものといえる」ものの、現時点において耐震安全性の確保の観点からは、規制委員会による合理的判断がなされたものとする。

（ii）火山による具体的危険

火山による具体的危険の可能性については、火山ガイド²⁰⁾の定めにおいて、「現在の科学的技術的知見をもってしても、原子力発電所の運用期間中に検討対象火山が噴火する可能性やその時期及び規模を的確に予測することは困難であるといわざるを得ないから、立地評価に関する火山ガイドの定めは、少なくとも地球物理学的及び地球化学的調査等によって検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での確に予測できることを前提としている点において、その内容が不合理であるといわざるを得ない」として、火山ガイドの定めの不合理性を指摘している²¹⁾。

20) 火山ガイドについては、原子力規制委員会（平成 25 年 6 月）「原子力発電所の火山影響評価ガイド」<https://www.nsr.go.jp/data/000069143.pdf> 参照。また、この問題点について、小山真人「原子力発電所の「新規制基準」とその適合性 審査における火山影響評価の問題点」科学 85 巻 2 号（2015 年）182 ページ以下参照。

21) 本判決では、火山ガイドについて次のようにも指摘している。「立地評価は、そもそも設計対応不可能な事象の到達、すなわち、いかなる設計対応によっても発電用原子炉施設の安全性を確保することが不可能な事態の発生を基準とするものであって、その評価を誤った場合には、いかに多重防護の観点からの重大事故等対策を

その上で、「少なくとも今日の我が国においては、このようにその影響が著しく重大かつ深刻なものではあるが極めて低頻度で少なくとも歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害の危険性（リスク）については、その発生の可能性が相応の根拠をもって示されない限り、建築規制を始めとして安全性確保の上で考慮されていないのが実情であり、このことは、この種の危険性（リスク）については無視し得るものとして容認するという社会通念の反映とみることができる」として、社会通念上、火山ガイドの内容が不合理ではあっても、リスクが極めて低いものについてまでの確な内容の反映が求められるものではなく、無視しうるとしている。

そして、「発電用原子炉施設の安全性が確保されないときにもたらされる災害がいかに重大かつ深刻なものであるとしても、そのことから直ちに独り発電用原子炉施設についてのみこの種の自然災害の危険性（リスク）についてまで安全性確保の上で考慮すべきであるという社会通念が確立していると同様に認めすることはできず、このような危険性（リスク）をも発電用原子炉施設の安全性確保の観点から自然災害として想定すべきか否かは、結局のところ政策判断に帰するものというべきところ、少なくとも原子力利用に関する現行法制度の下においては、これを自然災害として想定すべきとの立法政策がとられていると解する根拠は見だし難い」として、火山ガイドが適切な定めをしていないとしても、無視しうる程度のリスクについては政策判断により決定されるべきと

尽くしたとしても、その危険が現実化した場合に重大事故等を避けることはできず、しかも、火山事象の場合、その規模及び態様等からして、これによってもたらされる重大事故等の規模及びこれによる被害の大きさは著しく重大かつ深刻なものとなるのが容易に推認される。このような観点からしても、立地評価に関する火山ガイドの定めは、発電用原子炉施設の安全性を確保するための基準として、その内容が不合理であるというべきである。そして、発電用原子炉施設の安全性確保のために立地評価を行う趣旨からすれば、火山噴火の時期及び規模を的確に予測することが困難であるという現在の科学技術水準の下においては、少なくとも過去の最大規模の噴火により設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達したと考えられる火山が当該発電用原子炉施設の地理的領域に存在する場合には、原則として立地不適とすべきであると考えられる」。

する。

火山の危険性について一定程度の考慮がなされ、規制委員会が新規制基準に適合するとした判断は合理的であるなどとして、原告人らの生命、身体に直接のかつ重大な被害が生じる具体的な危険は存在しないとした。

しかしながら、火山ガイドの不合理さを指摘しつつ、リスクの低いものについては無視しうるものとする社会通念が存在するとしている点については、福島第一事故後において、そうしたリスクを直ちに無視しうるのではなく、安全性の確保を十分に検討することが求められていると思われる²²⁾。ただし、火山ガイドについて本判決が不合理とするのは、あくまでも科学的根拠が不確実であるにもかかわらず、その「科学的根拠」を前提としている点であって、リスクの考慮や安全性についてはではない。本判決が、新規制基準の不合理さを指摘しながらも、(新規制基準にかかる規制委員会の審査との関係で)これを結論として不合理な点はないとした背景はいかなるものであろうか。規制委員会の専門技術的裁量²³⁾への敬讓なのか、国民の意識としての社会通念への敬讓であるのかは不明であるが、福島第一事故後の現在、司法が法律的判断過程において上記のような判断をすることが妥当であるかは疑問であろう²⁴⁾。

(iii) その他の事象（竜巻、テロ行為）による具体的危険

その他の事象による具体的危険の可能性について、竜巻については、「相手方の評価が新規制基準及び『原子力発電所の竜巻影響評価ガイド』に適合する

22) この点、新規制基準における火山災害と川内原発の問題点を指摘するものもある(前掲注20・小山・186頁以下)。

23) 専門技術的裁量については、宮田三郎「専門技術的裁量について」判時2067号(2010年)3頁以下、赤間聡「専門技術的裁量と科学技術的判断に関する行政の優先的判断権の論理—原発の安全性判断を題材に」青山法学論集53巻2号(2011年)69頁以下も参照されたい。

24) 規制委員会による安全性の科学的判断と、これを前提とする裁判所の法律的判断で原発稼働の可否を決定できるとするのはそもそも無理があるとの指摘もある(越智敏裕「原発政策と司法審査」法時88巻8号(2016年)2頁)。

ものとした原子力規制委員会の判断も不合理であるということとはできない」とし、テロ行為については、「本件原子炉施設その他の発電用原子炉施設について、抗告人らの主張するような武力攻撃に対する危険性を検討する余地があるとしても、これをもって、本件原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、事業者である相手方による抗告人らの人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできない」とする。

竜巻については、自然災害として広く認識されており²⁵⁾、近年日本国内においても人的被害をともなう発生があったことから、平成 24 年の災害対策基本法改正により、ここで定義する災害とされている²⁶⁾。竜巻の発生について、その直前にある程度の予測ができるとしても、原子力災害の発生原因とならないよう、施設の安全性を確保する必要がある。このために、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」²⁷⁾が定められているが、原子炉等の施設の構造計算に竜巻の影響を考慮するとされており、これが満たされていれば（規制委員会が問題ないとの判断をしたのであれば）、十分といえるのかもしれないが、上記地震、火山と同じくどの程度の災害を考慮すべきか（社会通念上無視しうるものについては考慮しなくてよいのか）という点が課題として残る。

他方、本判決においてテロ行為については、これを少なくとも原発稼働の可否段階においては、考慮しなくてもよい事象と捉えている。しかしながら、福

25) 気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/tornado1-1.html>) 参照。

26) 災対法 2 条 1 項 1 号「災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」。災害の定義に竜巻を追加した趣旨について、「近年、竜巻による大きな被害が発生していることを受け、また、竜巻による災害の特殊性等にかんがみ、災害対策基本法の災害の定義において、異常な自然現象の例示として『竜巻』を追加することとした」と説明されている（平成 24 年 6 月 27 日府政防第 725 号、消防災第 235 号通知「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」9 頁）。

27) 原子力規制委員会（平成 25 年 6 月）「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/tatsumakikyokuchou/pdf/h25/s12.pdf> 参照。

島第一事故後に、核セキュリティの問題を考慮すべきとしているように²⁸⁾、施設構造の安全性というよりも施設、敷地内のセキュリティについて考慮すべきであるというべきかもしれない。ただし、この点は、事業者側の対策強化や安全措置というよりも国や関係地方公共団体、警察等における対策、措置が必要とされる点というべきであろう²⁹⁾。

(iv) 避難計画等の実効性と人格権侵害

「原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、……直ちに、……原子力事業者による周辺住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということはでき」ず、「本件避難計画等は、その内容が防災基本計画及び原子力災害対策指針に適合するものであって、原子力防災会議において、本件原子炉施設からの距離に応じた対応策が合理的かつ具体的なものとして定められていることを確認したとして了承されたものであるというのである。そうであるとすれば、本件避難計画等について……問題点を指摘することができるとしても、本件避難計画等の内容等からして本件原子炉施設に起因する原子力災害

28) 原子力委員会原子力防護専門部会（平成24年3月9日）「我が国の核セキュリティ対策の強化について」<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2012/siryo10/siryo1-1.pdf> 参照。

29) 本判決においても、「我が国の法制上、テロリズムを含む犯罪行為の予防及び鎮圧は警察の責務とされており（警察法2条1項。なお、大規模なテロリズムについては武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律25条1項にいう緊急対処事態として国等において対処することになると考えられる。）、原子力災害対策特別措置法も、3条において、原子力災害の発生の防止に関し事業者に万全の措置を講ずる責務を課す一方で、4条の2において、国は、テロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有すると規定している」とする。

の発生等に対する周辺住民の避難計画が存在しないのと同視し得るということではできない」とする。このことは、「原子力災害対策に関する法令の規定からすれば、原子力災害の発生防止及び拡大の防止等について原子力事業者は第一次的な責務を負うものの、当該原子力事業所において必要な措置を講ずることが前提とされており、当該原子力事業所周辺住民の生命又は身体を原子力災害から保護するための避難等を含むいわゆるオフサイトの災害対策は、市町村、都道府県及び国（原子力防災会議、原子力災害対策本部）が担うものとされ、このうち周辺住民の避難等については、避難計画の作成及び避難の勧告又は指示を含めて、基本的に市町村の責務とされているとすることができる」との判示部分にもあるように、避難計画等については事業者側の責務というよりは、地方公共団体の責務であることを前提としているため、避難計画等が全く存在しない状況での原発の稼働等でない限り、避難計画等の不備を理由として直ちに違法ということではできないとする。

各種災害については、第一次的に市町村が、市町村で対応が困難な場合には都道府県が対応することになるが³⁰⁾、原子力災害のような専門的知見が必要で、大規模かつ極めて重大な危険が及ぶおそれのある災害については³¹⁾、国や事業者を中心に制度設計を構築する必要もあるが、きめ細やかな対応を求める場合には、市町村等が中心に対策を講じる必要もあろう。ここで、避難計画が不十分である時に原発稼働の可否は、規制委員会が判断するものであるが、具体的な事情や実効性確保を考慮すると、この点の地域の同意等を踏まえた制度が望ましい³²⁾。

30) この点、村中洋介「災害と国家賠償 — 津波警報の適法性と地方公共団体による避難誘導（行政の責務）」行政法研究 16 号（2017 年）49 頁以下参照。

31) 原子力災害における避難計画については、関西電力 HP (http://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/nuclear_power/anzenkakuho/severeaccident_bousai.html) も参照されたい。

32) 避難計画等、規制基準以外の事項に関する具体的危険の判断を残された課題と指摘するものもある（大塚直「原発の稼働による危険に対する民事差止訴訟について」環境法研究 5 号（2016 年）115 頁）。

5. 原発稼働等と訴訟

原発訴訟については、特に福島第一事故後、多くの民事差止訴訟が提起されているが、この訴訟のあり方に疑問を提示するものとして、高木光教授の論考がある³³⁾。高木教授の論考においては、「民事の差止訴訟においては、行政規制がどのようになされていても無視してよいと割り切るのであれば、ある意味では『理論的にすっきりした』解決がもたらされるが、そのような立場は、『民主的正統性』を有しない裁判所に『生の政策的判断』を余儀なくさせ、国民の信頼の根拠となる『中立的な法原理部門』という性格を失わせる恐れが大きいと思われる」³⁴⁾として原発訴訟の民事訴訟における問題点を指摘し、原発にかかる民事訴訟、行政訴訟について、行政訴訟に統一することも検討されるべきとする³⁵⁾。民事訴訟において原発再稼働の差止めが続き³⁶⁾、仮処分で差止め決定が出されると、原発の運転が禁じられ、上級審で仮処分が確定すれば本件訴訟で勝訴を勝ち取る以外に、事業者が原発再稼働をする術がなくなる³⁷⁾、その意味において、事業者に過重な負担を強いないためにも、この指摘は重要なものといえるだろう。

この点は、そもそも、民事訴訟における原発の運転を原発周辺住民 vs. 電力会社という構図でとらえるのか、(国策として原発による電力事業を推進することから) 国民 vs. 国等の別のファクターを前提とするのかにもよるだろうが、原発のリスクからすると、一企業の責務をことさらに重視することよりも、行

33) 高木・前掲注10「原発訴訟における民事法の役割」。

34) 高木・前掲注10「原発訴訟における民事法の役割」32頁。

35) 高木・前掲注10「原発訴訟における民事法の役割」20頁。この点の批判も参照されたい(前掲注32・大塚・103頁)。

36) 新規基準適合性の審査にかかるほとんどの原発が、司法の場で係争中である(海渡雄一「司法の力で原発を止める」法と民主主義496号(2015年)15頁以下参照)。

37) 松本和彦「原発再稼働と民主的意思形成」行政法研究12号(2016年)75頁。

政が適切に監督し認可する行政側の責務を重視すべきであると考え³⁸⁾。そのような意味においては、上記高木教授の指摘も重要であろう。

他方で、行政訴訟と民事訴訟の違いを前提として、民事訴訟の重要性を指摘するものもある³⁹⁾。ここでは、民事訴訟が行政訴訟と異なり、民事訴訟であるからこそ行政訴訟において考慮されないより実態的な問題についても検討がなされ、また、原発の公益性を考慮しない立場での判断がなされる点においてその独自性がみられるとする⁴⁰⁾。

ただし、そもそも司法の判断によって適切な原発稼働等の判断が行いうるかという課題があり、この点は、「民主的正統性」からの解決を探る必要性であろう。そのような視点は、絶対的安全性・ゼロリスクとなり得ない場面において、どの程度のリスクについて受忍しうるかという社会通念を構成する重要なファクターとなるものともいえる。

原発稼働等にかかる「民主的正統性」については、これまで十分な議論がなされてきたものとはいえ⁴¹⁾、この点をいかに考えるかも重要な論点となりう

38) 原発に関して、万が一の事故の際の責任回避ともとれるような、原発再稼働の判断主体を事業者であるとして、行政の無責任体制を批判するものもある(前掲注 36・松本・79 頁)。原発という(福島第一事故の経験によって周知となった)万が一の事故において大きな被害が予想される事柄について、そもそも事業者に全責任を持たせようとする体制が継続されるようでは、福島第一事故の経験が生かされていないというほかない。

39) 前掲注 32・大塚・102 頁以下参照。

40) 前掲注 32・大塚・107 頁、福田健治「原子力規制制度改革は民事差止訴訟に影響を与えるのか」環境法研究 5 号 (2016 年) 88, 89 頁。上記福田論文においては、「原子力利用を前提とする行政規制基準よりも、原子力規制による公益を考慮しない民事差止基準の方が、より厳格な安全性を求めうる余地がある」と指摘する(同署 89 頁)。この点、本判決においても、公益性を考慮しないとする(3.(1)部分「原子炉施設を稼働させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、……考慮要素となるものではない」)。

41) 原発再稼働との関係において、公的意思表示と私的決定の関係がこれまで十分に検討されてこなかったことを念頭に民主的正統性との関係の検討もされておられる、松本和彦教授の論考を参照されたい(前掲注 37・松本・65 頁以下)。

るが、本稿では詳述しない。原発事業についてのリスクとその受忍しうる事故等の程度をいかにして考えるか問題となろうが、そもそもリスクというものが各人において認識の差異があるものとされる中で⁴²⁾、国の方針や法律、規制委員会の再稼働等の可否についての決定、(法令上の義務ではないが)地方公共団体の同意不同意など、原発にかかる公的決定は多数存在するが、リスクにかかる「民主的正統性」を持ち出された場合、(国民による選挙によって選ばれた代表者によって構成される国会や国会により選ばれる内閣＝)国の方針に従うことが国民の義務とされ、国の決定した原発の方針に従う必要があるとされる余地もある。

たとえば、過去に原田尚彦先生は、「いうまでもなく人間活動には危険発生の確率が零というものはありえない。とすれば、将来予測において絶対無害を立証することは、何事であれ不可能に属することである。とりわけ科学的に未知な点を多く含む原子力発電につき、事故や災害の確率が零ということは、まったく立証し難いことである。にもかかわらず、かりに憲法が、環境に与える危険が皆無でなければ新技術に基づく新鋭発電所の設置は法的に許さないとしているのだとすれば、環境権は心ならずも国民の快適な生活の維持と発展を妨げるばかりでなく、他方では老朽化し現により多くの公害を発生させている既存の発電所の刷新を遅らせ、他地域においてより多くの公害をばらまかせるという矛盾した機能を営むことになる。この一事をみても、環境権絶対視の主張が、いかに片面的で非現実的な議論であるかが了解されるのである。このように考えると、環境と開発の衝突は、結局妥協と選択の問題に帰着する。したがって、新規の発電所設置許可にあたり、行政庁が、当該発電所の操業にとまなう環境上の影響につき、代替策についても十分検討し、その影響がもっとも大きい地点においても地域住民による受忍限度以下となるように設計されていることを確認して許可を与えている場合には、『環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノ』(公有水面埋立法4条1項2号)、『災害の防止上支障がな

42) 前掲注12・下山・17頁。

いもの』(原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号),『公害の防止を図ること』などの要件について行政庁の配慮に欠けるところはないと認めるほかない。裁判所としてもこれを是認すべきであろう。ここに法を司る裁判所としての限界があるようにもおもわれる⁴³⁾と指摘している。

このような指摘は、「民主的正統性」との関係や、科学技術に対していかなる司法判断が妥当するものであるかといった課題への指摘とされるだろう。そのような観点からすると、そもそも原発問題(その他の高度な科学技術的問題)については、司法審査の対象とならないといった極論に至りかねない⁴⁴⁾。

43) 原田尚彦「環境行政訴訟の問題点—発電所立地許可取消請求事件を中心として—」判タ 318 号 (1975 年) 12, 13 頁。

44) 原田尚彦先生の指摘として、次のようなものがある。「……新技術に対する危機管理が適正かどうか、これを実用化すべきかどうかを裁く未来裁判では、裁判所は当事者間の紛争調整者として機能するというよりも、むしろ、一般問題の決定者たる機能が求められている。そのため、『疑わしきはストップ』の原則の適用に裁判所が、より慎重になり躊躇を感ずるのは、当然であり、それが、むしろ健全な法感情の現われというべきであろう。というのは、すべて文明の利器は、その効用の反面に危険発生の可能性を内包している。だが人類はそれを承知で、その効用と危険発生の確率・程度とを比較衡量し、危険を人為的に管理し制御しながら、新技術を果敢にとり入れ、生活の向上をはかってきた。にもかかわらず、今後は、裁判所が、具体的危険を立証されなくても、抽象的危険の発生のおそれが否定されなければ、危険管理が不十分だとして新技術の採用を阻止してしまうとすれば、その効果はあまりにも大きい。そうした意味で、筆者などには、現行法が危険の疑念さえあれば新技術の採用を全面的にストップするといった、あまりにも用心深い法原則を一般的に承認しているとは、とうてい解しがたいとおもわれるのである。新技術にどの程度の危険が予測されれば実用化を禁止するのか、あるいは、どの程度制御ないし規制措置を講ずれば十分であるかは、法規範が規定しつくしている事項ではなく、同時代人の自由な選択と評価に委された一般的政策問題ではないだろうか。伊方判決は『(原子炉の安全基準の決定は) 高度の政策判断と密接に関連することから、国の裁量行為に属する』と述べているが、おそらく同旨の発送であり、受容できる見方である」(原田尚彦「行政訴訟の構造と実体審査」田中二郎先生追悼論文集『公法の課題』(有斐閣, 1984 年) 401, 402 頁)。この立場からすると、原発問題に関しては、国会や内閣の裁量(裁量権の逸脱濫用がない限り違法とはならない)、または統治行為(高度に政治的: 政策決定事項については司法審査が及ばない)などとして司法審査の限界に属する事項と解される余地がある。

たしかに、原発問題やその他の科学技術に関する問題、とりわけ、極めて公益性の高い事柄については、裁判所の判断よりも国民の判断が尊重されることが良いのかもしれない。しかしながら、裁判所を「最後の砦」とする考え方は重要であり⁴⁵⁾、国民の意思が反映されない場面等でその効果はあろう⁴⁶⁾。

原発のような科学技術や国の政策判断に関わる問題については、裁判所による終局的な判断が正当であるといえない場面もあろう。この点は、原田尚彦先生の指摘とも関連するところである。しかし、福島第一事故を経た今日において、わが国の原子力政策のあり方が大きく転換したかということ、安全性に関して、より強度に厳格に基準を定め、審査をし、考慮事項を増大させることにはなったものの、原子力の安全利用の方向性事態を180度転換するものではない。むしろ、国民の意識は原発の受容について消極的になっているように感じる⁴⁷⁾。そのような状況であるからこそ、国民の意思を原発に関する稼働等の決定過程で反映させる必要もあろう⁴⁸⁾。その意味において、原発に関する公的決定過程における民主的正統化のあり方（情報公開や市民参加など）⁴⁹⁾や規制委員会のあり方（委員の選任や外部からのコントロール手段の確保）⁵⁰⁾の検討が必要になろう。

45) 前掲注32・大塚・116頁。

46) 裁判所を「最後の砦」として、原発問題を法的に解決する上では、行政訴訟においては、国の政策判断の側面が中心的な議論となる場合であっても、民事訴訟において、政策判断や公益性を考慮せず実体的な判断をするというのであれば、民事訴訟の存在意義があろう。

47) 前掲注15・淡路・72頁。

48) 原子力安全協定によって立地自治体の同意（住民の意思の反映）があるともいえるが、原子力安全協定には法的根拠のない紳士協定であることからすると（前掲注36・松本・71頁）、これを以って住民意思の反映と捉えることは性急すぎるように感じる。原子力安全協定については、菅原慎悦・城山英明「原子力安全協定の現状と課題」ジュリ1399号（2010年）35頁以下参照。

49) 前掲注37・松本・78頁。

50) 高橋滋「原子力規制法制の現状と課題」高橋滋・大塚直『震災・原発事故と環境法』（民事法研究会、2013年）24頁。

6. おわりに

ここまで、本判決の内容とこれに対する先行研究の評価や原発訴訟についての議論についてみてきたが、原発（その他の先端科学の問題もそうであろうが）の問題を法的に解決することの困難さを改めて実感する。「民主的正統性」の観点からの議論からは、原発問題にかかる行政訴訟への統一を検討することが近道のように感じる。他方で、裁判所を「最後の砦」として、国民が原発問題への判断を求める場と考えると、民事訴訟の重要性も感じられる。ただし、少なくとも、裁判所は福島第一事故を経た今日において、伊方原発訴訟の判断枠組みをそのまま踏襲するという立場は見直されるべきではないだろうか⁵¹⁾。福島第一事故を経た経験を踏まえて、原発政策の推進、反原発といった政策論ではなく、法的な問題として、原発とどのように向き合うかが裁判所に求められることであろう。

前にも述べてきたように、原発訴訟は、行政訴訟、民事訴訟それぞれにその意義、役割があるとされるものだろうが、他方で、裁判所がこれを理解した上で判断しているかどうかは疑問である⁵²⁾。

裁判所が原発訴訟とどのように向き合うべきかという問題（政治や国の政策、公益性などを考慮してもよいのか⁵³⁾）と、現行の法体系上の問題は別物である⁵⁴⁾。とはいうものの、裁判所がこれらを全く考慮せずに判断することは困難

51) 村上武則「行政の役割と責任」中川淳『新 やさしく学ぶ法学』（法律文化社、2012年）223頁。

52) その意味において、大塚教授は、大飯原発3、4号機訴訟を民事訴訟の判断として評価しているのであろう。

53) 本判決においても公益性を考慮しないとされるが（前掲注40参照）、文言上は考慮しないとされるとしても、結果的にそうであるのかという問題もあろう。

54) 高木教授が、「民事の差止訴訟においては、行政規制がどのようになされていても無視してよいと割り切るのであれば、ある意味では『理論的にすっきりした』解決がもたらされるが、そのような立場は、『民主的正統性』を有しない裁判所に『生

であるというべきかもしれない⁵⁵⁾。

地方自治の研究を続けている身からすると、原発の稼働等についての地方自治の反映が法的に予定されても良いとは思いますが⁵⁶⁾、こうした場合に地方の同意がなければならないとするのか、考慮にとどまるのかなど検討の余地があろう。

原発のような「技術」について、裁判所がいかなる立場で判断するべきであるか、今後の行政訴訟の展開等を踏まえて検討したい。

〔付記〕本稿は、著者が首都大学東京在任中に取りまとめたものである。

の政策的判断』を余儀なくさせ、国民の信頼の根拠となる『中立的な法原理部門』という正確を失わせるおそれが大きい」と指摘するように、裁判所が政策判断をするようなことにならないための訴訟のあり方を検討する必要があるだろう。

55) 政治との関係でいえば、原子力安全協定において地方公共団体の同意があるかどうかについて考慮している点など、国や地方公共団体の政治と関わる原子力事業を一民間企業と施設周辺住民の法的問題と位置づけることには限界があるようにも感じる。

56) 前掲注 37・松本・76 頁以下において、松本教授が公的決定を原発再稼働に取り入れるべきとされるが、地方自治の反映も一つの形式であろう。地方公共団体が原発とどのように向き合うべきであるかについて、金井利之『原発と自治体「核害」とどう向き合うか』（岩波書店、2012 年）参照。